

復興庁「県外自主避難者等への情報支援事業」支援情報説明会・交流会  
京都府からの情報提供

平成 27 年 7 月 8 日 (水)

京都府防災・原子力安全課

1. 応急仮設住宅の供与期間の延長について

(1) 京都府の考え方

- ・被災県の延長要請に基づき、現地の応急仮設住宅と同じ取扱いを行うことを基本に、被災県の復興状況等も踏まえながら、順次決定
- ・平成 26 年 7 月 7 日 入居日から 5 年に延長決定済

(2) 京都府の独自措置

- ・受入避難者の範囲及び受入期間

(3) 今後の見通し

2. 府営住宅への入居について（総論）

(1) 申込資格

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族があること（同居親族要件）
- ②現に住宅に困窮していることが明らかであること（住宅困窮要件）
- ③京都府内に住居又は勤務場所があること（在住在勤要件）
- ④入居者及び同居者の収入の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入の範囲内であること（収入要件）
- ⑤日本国内で入居者の家賃額に応じた収入のある連帯保証人を 2 名たてること
- ⑥申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

## (2)入居の種類

- ①一般入居…公募、選考あり。申込資格を全て満たす必要がある。
- ②優先入居…公募、選考あり。ただし優先枠による募集のため、倍率が一般入居よりは低い傾向。申込資格も一部緩和される場合がある。
- ③特定入居…公募不要、選考なし。申込資格も一部緩和される場合がある。  
→②③の申込対象者、資格緩和要件は条例、規則等により定められている。

## 3. 子ども・被災者支援法（H24.12 施行）による府営住宅への優先入居について

### (1)対象者

支援対象地域（福島県中通り、浜通り）に震災発生当時、住んでおられた方。  
※京都府は府内避難者に限り、会津地方を含めた福島県全域に対象者を拡大

### (2)優先入居申込にあたっての資格（府内避難者編）

- ①同居親族要件…単身でも入居可
- ②住宅困窮要件…対象地域に自宅を有していても要件充足とみなす
- ③在住在勤条件…既に充足（府内に避難し、居住しているため）
- ④収入要件…分離世帯（例えば母子避難者）の場合に限り、世帯全員の所得金額の合計額を1/2として所得を計算。（ただし、会津地方は対象外）

※連帯保証人、暴力団要件は別途審査

### (3)優先入居の募集

### (4)相談窓口

京都府災害支援対策本部（京都府・防災原子力安全課内）

075-414-5930（平日9時～5時）

府内公営住宅に関しては、ご相談の内容に応じて住宅担当課におつなぎします。

## 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間の延長要請内容

H27.7.8(水) 京都府防災・原子力安全課作成

被災県	要請内容
<p style="text-align: center;">福島県</p> <p>(H27.6.15通知)</p>	<p>平成29年3月末まで延長</p> <p>※平成29年4月以降の取扱いについては以下のとおり</p> <p>①避難指示区域 — 避難指示解除の見通しや復興公営住宅の整備状況等を見据え、今後判断</p> <p>②避難指示区域外 — 地震・津波による避難者は、公営住宅整備状況等の進捗状況を踏まえ、個別に延長する方向で検討</p> <p style="padding-left: 40px;">自主避難者については更なる延長は行わず、新たな支援策へ移行</p>
<p style="text-align: center;">宮城県</p> <p>(H27.5.29通知)</p>	<p>①県の指定する避難元市町(5市2町※1)からの避難者は入居から6年間に延長</p> <p>②県の指定する避難元市町(2市3町※2)からの避難者のうち、特定の要件該当者は平成29年3月31日を超えない範囲で延長</p> <p>③①②以外の避難者については延長しない</p> <p style="padding-left: 40px;">※1…石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、東松島市、女川町、南三陸町</p> <p style="padding-left: 40px;">※2…仙台市、多賀城市、亶理町、山元町、七ヶ浜町</p>
<p style="text-align: center;">岩手県</p> <p>(H27.5.27通知)</p>	<p>①県の指定する避難元市町村(4市2町1村※1)からの避難者は入居から6年間に延長</p> <p>②県の指定する避難元市(2市)からの避難者のうち、特定の要件該当者は延長</p> <p>③①②以外の避難者については延長しない</p> <p style="padding-left: 40px;">※1…野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市</p> <p style="padding-left: 40px;">※2…奥州市、一関市</p>
<p>茨城県、栃木県、 千葉県(一)</p>	<p>平成26年度以降要請なし</p>